

(10) 各国特許出願政府費用等一覧表

主要国・機関における特許出願政府費用等一覧表

国 別		イ ギ リ ス		ド イ ツ		フ ラ ン ス	
施行日		1998.10.1		2002.1.1		2002.1.1	
最 低 必 要 費 用	出願料	ポンド	円	ユーロ	円	ユーロ	円
			0	0	60	7,020	35
	その他	調査料 審査請求料	130 70 (ポンド)	調査料 審査請求料 審査請求料 (すでに調査がされている場合) 審査請求料 (調査がされていない場合)	250 150 350 (ユーロ)	出願時の付加料 10を超えるグループ 毎 優先権主張 (1の主張毎に) 調査料 特許発行料 (ユーロ)	15 15 320 85
年 金 (特 許 料 等)		出願した年を第1年目とする		出願した年を第1年目とする		出願した年を第1年目とする	
	第1年						
	第2年					25	2,925
	第3年			70	8,190	25	2,925
	第4年			70	8,190	25	2,925
	第5年	50	9,250	90	10,530	25	2,925
	第6年	70	12,950	130	15,210	135	15,795
	第7年	90	16,650	180	21,060	135	15,795
	第8年	110	20,350	240	28,080	135	15,795
	第9年	130	24,050	290	33,930	135	15,795
	第10年	150	27,750	350	40,950	135	15,795
	第11年	170	31,450	470	54,990	270	31,590
	第12年	190	35,150	620	72,540	270	31,590
	第13年	210	38,850	760	88,920	270	31,590
	第14年	230	42,550	910	106,470	270	31,590
	第15年	250	46,250	1,060	124,020	270	31,590
	第16年	270	49,950	1,230	143,910	530	62,010
	第17年	300	55,500	1,410	164,970	530	62,010
	第18年	330	61,050	1,590	186,030	530	62,010
	第19年	360	66,600	1,760	205,920	530	62,010
	第20年	400	74,000	1,940	226,980	530	62,010
	第21年						
	第22年						
	第23年						
	第24年						
	第25年						
特許権 存続期間	出願日から20年		出願日の翌日から20年		出願日から20年		
通貨換算率	£ 1	185	Euro 1	117	Euro 1	117	
備 考	EPO出願で特許を指定国とした際の納付すべき最初の年金は、欧州特許の出願日を第1年目とし、欧州特許公報に公示された翌年の年金から。		EPO出願でドイツを指定国とした際の納付すべき最初の年金は、欧州特許の出願日を第1年目とし、欧州特許公報に公示された翌年の年金から。		EPO出願でフランスを指定国とした際の納付すべき最初の年金は、欧州特許の出願日を第1年目とし、欧州特許公報に公示された翌年の年金から。		
駐日公館 TEL	03-5211-1100		03-5791-7700		03-5420-8800		

続葉有

注：この表の通貨換算率は、平成14年12月27日付け「官報」号外第281号に告示された出納官吏事務規定による。

国 別		イ タ リ ア		ス ウ ェ デ ン		米 国	
経 費		(2 0 0 3 . 5 . 1 現 在)		2 0 0 1 . 4 . 1 5		2 0 0 3 . 1 . 1	
最 低 必 要 費 用	出 願 料	315,000	19,034	4,000	52,000	750	91,500
	そ の 他	出願時の付加料 11頁から20頁まで 150,000 50頁まで 350,000 100頁まで 700,000 101頁以上 1,200,000 (リラ)	出願時の付加料 10を超えるクレーム 毎に 150 特許印刷料 8頁まで 1100 9頁を超える頁毎に 155 (S.クローネ)	出願時の付加料 3を超える独立ク レーム毎に 84 独立、従属を問わ ず、20を超えるク レーム毎に 18 多項従属クレーム がある場合 280 公開手数料 300 特許発行料 1,300 (ドル)			
年 金 (特 許 料 等)		出願した年を第1年目とする(備考参照)		出願した年を第1年目とする		登録した年を第1年目とする	
	第1年					-	-
	第2年			800	10,400	-	-
	第3年					-	-
	第4年	70,000	4,230	700	9,100	890	108,580
	第5年	90,000	5,438	900	11,700	-	-
	第6年	130,000	7,855	1,100	14,300	-	-
	第7年	180,000	10,877	1,350	17,550	-	-
	第8年	250,000	15,106	1,600	20,800	2,050	250,100
	第9年	300,000	18,128	1,900	24,700	-	-
	第10年	350,000	21,149	2,250	29,250	-	-
	第11年	500,000	30,213	2,500	32,500	-	-
	第12年	700,000	42,298	2,700	35,100	3,150	384,300
	第13年	800,000	48,340	2,850	37,050	-	-
	第14年	900,000	54,383	3,050	39,650	-	-
	第15年	1,100,000	66,468	3,300	42,900	-	-
	第16年	1,100,000	66,468	3,550	46,150	-	-
	第17年	1,100,000	66,468	3,800	49,400	-	-
	第18年	1,100,000	66,468	4,050	52,650	-	-
	第19年	1,100,000	66,468	4,300	55,900	-	-
	第20年	1,100,000	66,468	4,500	58,500	-	-
	第21年						
	第22年						
	第23年						
	第24年						
	第25年						
特許権 存続期間	出願日から20年		出願日から20年		出願日から20年 (1995年6月8 日以降、備考欄参照)		
通貨換算率	L I T 1 0 0 0	60.425	S E K 1	13	U S \$ 1	122	
備 考	特許印刷料及び第1年から3年の 年金は出願料に含まれる。 EPO出願でイタリアを指定国とした際の納付す べき最初の年金は、欧州特許の出願日を第1 年目とし、欧州特許公報に公示された翌年 の年金から。		EPO出願でスウェーデンを指定国とした 際の納付すべき最初の年金は、欧 州特許の出願日を第1年度とし、 欧州特許公報に公示された翌年度 の年金から。		小企業、個人、非営利団体につ いては上記の料金は半額。 1995年6月8日前の出願は特許日か ら17年又は出願日から20年のい ずれか遅く終了する方の期間。		
駐 日 公 館 T E L	03-3453-5291/6		03-5562-5050		03-3224-5000		

続葉有

注：この表の通貨換算率は、平成14年12月27日付け「官報」号外第281号に告示された出納官吏事務規定による。

*:イタリアリラについては、1936.27リラ=1ユーロ(固定相場)で計算した後、1ユーロ=117円(出納官吏事務官規定より)の率で円に換算した。(換算率は小数点第4位で四捨五入した値)

国 別		カ ナ ダ		ロ シ ア		E P O	
施行日		1989.10.1		1996.12.1		2002.1.3	
最 低 必 要 費 用	出願料	C.ドル	円	(U.S.ドル表示)	円	ユーロ	円
			300	23,400	200	24,400	125
	審査請求料		400	出願時の付加料		出願時の付加料	
	特許料付与		300	25を超えるク	30	10を超えるク	40
	許可時点で100頁を 超える明細書及び 図面の各1頁につき		4	レーム毎に		調査料	690
			(C.ドル)	審査請求料		指定料(各国毎に)	75
				1の独立クレームに つき	300	審査請求料	1,430
				1を超える独立ク レーム毎に	240	特許付与料	
				登録料	400	35頁まで	715
					(U.S.ドル表示)	35頁を超えると1 頁毎に	10
							(ユーロ)
年 金 (特 許 料 等)		出願した年を第1年目とする		出願した年を第1年目とする		出願した年を第1年目とする	
	第1年						
	第2年	100	7,800				
	第3年	100	7,800	100	12,200	380	44,460
	第4年	100	7,800	100	12,200	405	47,385
	第5年	150	11,700	150	18,300	430	50,310
	第6年	150	11,700	150	18,300	715	83,655
	第7年	150	11,700	200	24,400	740	86,580
	第8年	150	11,700	200	24,400	765	89,505
	第9年	150	11,700	300	36,600	970	113,490
	第10年	200	15,600	300	36,600	1,020	119,340
	第11年	200	15,600	450	54,900	1,020	119,340
	第12年	200	15,600	450	54,900	1,020	119,340
	第13年	200	15,600	600	73,200	1,020	119,340
	第14年	200	15,600	600	73,200	1,020	119,340
	第15年	400	31,200	750	91,500	1,020	119,340
	第16年	400	31,200	750	91,500	1,020	119,340
	第17年	400	31,200	750	91,500	1,020	119,340
	第18年	400	31,200	750	91,500	1,020	119,340
	第19年	400	31,200	1,000	122,000	1,020	119,340
	第20年			1,000	122,000	1,020	119,340
	第21年						
	第22年						
	第23年						
	第24年						
第25年							
特許権 存続期間	出願日から20年(1989年10月1 日以後の出願、備考欄参照)			出願日から20年		出願日から20年	
通貨換算率	C\$1	78	US\$1	122	EURO1	117	
備 考	小企業、個人については上記の料 金の半額。1989年10月1日前の出願 は特許発行日から17年間。			料金についてはU.S.ドル表示。		上記特許料の欄の金額は、登録ま でにEPOに支払う維持料であ り、特許料は指定された各国にそ れぞれ支払う必要がある。	
駐日公館 TEL	03-5412-6200			03-3583-4224,5982			

続葉有

注：この表の通貨換算率は、平成14年12月27日付け「官報」号外第281号に告示された出納官吏事務規定による。

国 別		中国		韓国		台湾		
施行日		2001.3.1		1998.1.1		2002.10.26		
最 低 必 要 費 用	出願料	中国元	円	ウォン	円	TW.ドル	円	
			950	14,250	39,000	3,939	2,000	7,100
	そ の 他	出願時の付加料		出願時の付加料		出願時の付加料		
		31頁から301頁まで (1頁あたり)		50	図面を含む明細書 の頁数が20頁を超 えると1頁毎に		500	
		301頁を超えると1 頁あたり		100	優先権主張 ^(1の主張)			
		10を超えるク レーム毎に		150	1を超える主張毎に		26,000	
		審査請求料		2,500	審査請求料 ^(1クレーム)		17,000	
		特許発行料		255	1を超えるクレーム毎に		32,000	
		特許登録料 ^(1~3年度年金)				特許発行料		
		出願維持年金 ^(年毎)		300	3クレームまで		2,500	
		(元)			126,000		(TW.ドル)	
					72,000			
					(ウォン)			
年 金 (特 許 料 等)		出願した年を第1年目とする		出願した年を第1年目とする		出願した年を第1年目とする		
	第1年	900	13,500			2,500	8,875	
	第2年	900	13,500			2,500	8,875	
	第3年	900	13,500			2,500	8,875	
	第4年	1,200	18,000	75,000	7,575	5,000	17,750	
	第5年	1,200	18,000	75,000	7,575	5,000	17,750	
	第6年	1,200	18,000	75,000	7,575	5,000	17,750	
	第7年	2,000	30,000	151,000	15,251	10,000	35,500	
	第8年	2,000	30,000	151,000	15,251	10,000	35,500	
	第9年	2,000	30,000	151,000	15,251	10,000	35,500	
	第10年	4,000	60,000	302,000	30,502	20,000	71,000	
	第11年	4,000	60,000	302,000	30,502	20,000	71,000	
	第12年	4,000	60,000	302,000	30,502	20,000	71,000	
	第13年	6,000	90,000	604,000	61,004	20,000	71,000	
	第14年	6,000	90,000	604,000	61,004	20,000	71,000	
	第15年	6,000	90,000	604,000	61,004	20,000	71,000	
	第16年	8,000	120,000	1,200,000	121,200	20,000	71,000	
	第17年	8,000	120,000	1,200,000	121,200	20,000	71,000	
	第18年	8,000	120,000	1,200,000	121,200	20,000	71,000	
	第19年	8,000	120,000	2,400,000	242,400	20,000	71,000	
	第20年	8,000	120,000	2,400,000	242,400	20,000	71,000	
	第21年			2,400,000	242,400	400,000	1,420,000	
	第22年			4,810,000	485,810	400,000	1,420,000	
	第23年			4,810,000	485,810	400,000	1,420,000	
	第24年			4,810,000	485,810	400,000	1,420,000	
	第25年			4,810,000	485,810	400,000	1,420,000	
特許権 存続期間	出願日から20年		出願日から20年		出願日から20年			
通貨換算率	1元	15	KRW1000	101	TW\$100	355		
備 考	出願から2年を経過しても特許が付与されないとき、出願維持年金を納付しなければならない。(ただし、特許になった場合のみ。)		出願を電子的に提出する場合 出願料 29,000₩ 20頁を超える1頁毎の追加料金 1000₩ 年金は、クレーム数が4を超えると、上記額より増額。					
駐日公館 TEL	03-3403-3388		03-3452-7611/9					

(出典) AIPII「マニュアル」、発明協会「世界の工業所有権制度ミニガイド」等 各種資料

注：この表の通貨換算率は、平成14年12月27日付け「官報」号外第281号に告示された出納官吏事務規定による。
ただし、台湾ドルについては日本銀行の「[金融経済統計]基準外国為替相場及び裁定外国為替相場
(平成15年1月1日から平成15年6月30日までの間において適用)」による。

問い合わせ先：国際課